

# スウェーデン

## 意匠法

1970 年第 485 号

2002 年 5 月 30 日法律第 570 号改正

2002 年 7 月 1 日施行

### 目次

第 1 条

第 1a 条

第 2 条

第 2a 条

第 3 条

第 3a 条

第 4 条

第 4a 条

第 5 条

第 6 条 (削除)

第 7 条

第 7a 条

第 7b 条

第 8 条

第 8a 条

第 8b 条

第 8c 条

第 8d 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 17 条

第 18 条

第 18a 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 23 条 (削除)

第 24 条

第 25 条  
第 26 条  
第 27 条  
第 28 条 - 第 30 条 (削除)  
第 31 条  
第 31a 条  
第 31b 条  
第 32 条  
第 33 条  
第 34 条  
第 35 条  
第 35a 条  
第 36 条  
第 37 条  
第 38 条  
第 39 条  
第 40 条  
第 41 条  
第 42 条  
第 43 条  
第 44 条  
第 45 条  
第 46 条  
第 47 条  
第 48 条  
第 49 条  
追記

## 第1条

本法の適用上、次のとおりとする。

1. 意匠とは、物品の細部又は物品の装飾の細部の特徴からもたらされる物品の全部又は一部の外観であって、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方又は材料に関するものをいう。
2. 物品とは、工業品又は手工芸品をいい、複合物品(complex product)に組み立てるための部分、包装、外装、図形及び印刷用書体(type-face)を含むが、コンピュータ・プログラムを除く。
3. 複合物品とは、複数の取り替え可能な構成要素から成り立っており、分解して組み立て直すことが可能な物品をいう。

## 第1a条

意匠を創作した者(意匠創作者)又はその権利承継人は、登録することにより、本法に基づいて当該意匠を実施する排他的権利(意匠権)を取得することができる。

## 第2条

意匠権は、意匠が新規であり、かつ、固有の特性を有する場合にのみ取得することができる。意匠は、登録出願の出願日の前、又は第8条から第8d条までに従って優先権が主張される場合は優先日の前に、同一の意匠が公衆に利用可能なものにされていない場合は新規であるとみなされる。複数の意匠の間に相違があったとしても、これら意匠の特徴が些細な細部においてのみ異なるに過ぎない場合は、これら複数の意匠は同一であるとみなす。

意匠は、それにより知識のある使用者に与えられる全般的な印象が、第2段落にいう日の前に公衆に利用可能なものにされた他の意匠により与えられる全般的な印象と異なる場合は、固有の特性を有するものとみなす。意匠が固有の特性を有するか否かを判定する際、当該意匠を作る上での意匠創作者の自由の度合いを考慮に入れるものとする。

## 第2a条

複合物品の一部に係る意匠は、次の場合に限り、新規でありかつ固有の特性を有するものとみなす。

1. 構成要素又はその一部が複合物品に組み入れられたときに、当該物品の通常の使用中に引き続き目に見え、かつ
2. 当該意匠がそれ自体で引き続き目に見える範囲内で、新規性及び固有の特性に関する第2条の要件を満たす場合

「通常の使用」とは、維持、サービス及び修理作業を除く最終使用者による使用をいう。

## 第3条

意匠は、登録手続その他に関連して公開されている場合、公衆に利用可能なものにされるとみなす。意匠が展示され、取引において使用され又はその他の方法で既知のものとなった場合も同様である。

第1段落の規定にも拘らず、次の場合は、公衆に利用可能なものにされたとはみなさない。

1. 欧州経済地域において活動する当該部門の専門業界が、通常の業務の過程において、登録の申請日の前に又は第8条から第8d条までに基づいて優先権が主張されているときは優先日

の前に、第1段落にいう行為を合理的にみて知り得なかった場合、又は

2. 意匠の秘密を保たなければならない旨の明示又は暗黙の条件の下に当該意匠が第三者に開示されたという理由のみで当該意匠が知られるに至った場合

### 第3a条

意匠は、第2条第2段落にいう日の前12月の期間内に既知のものとなった場合は、公衆に利用可能なものにされたとはみなさない。ただし、当該意匠が次の何れかの事情の下で公衆に利用可能なものにされ、又はその他の方法で知らされたことを条件とする。

1. 意匠創作者による場合
2. 意匠創作者が提供した情報又はとった措置の結果として第三者による場合、又は
3. 意匠創作者との関係での濫用の結果である場合

本条において意匠創作者という場合は、その権利承継人も含む。

### 第4条

意匠権は、次の場合は存在しない。

1. 意匠が公序良俗に反するものであること
2. 次に掲げるものが許可を得ることなしに意匠に含まれていること。国の紋章、国の旗章若しくはその他の記章、国の監督用若しくは保証用の証明、スウェーデン国を暗示しそれにより意匠に公的性質を与える他の表示、スウェーデンの地方公共団体の紋章若しくは「紋章及び他の特定の公的表示に関する法律(1970:498)」に基づいて保護されている国際的表示又は上記の紋章、旗章、記章若しくは表示と容易に混同される可能性があるすべてのもの
3. 意匠が、第2条第2段落にいう日の前に公衆に利用可能なものにされていなかったが、スウェーデン又は欧州共同体商標意匠庁における登録出願に含まれていた他の意匠であってその後公衆に利用可能なものにされていることを条件として先の出願日又は優先日が適用されるものと抵触すること
4. 次に掲げるものが許可を得ることなしに意匠に含まれていること
  - a) スウェーデンにおいて保護を受けている他人の商号若しくは取引記号又は他人のためにその事業若しくは取引活動の過程においてスウェーデン市場において確立されている標識として認識される可能性があるすべてのもの
  - b) 他人の肖像又は他人の姓、雅号若しくは類似の名称として認識される可能性があるすべてのもの。ただし、当該肖像又は名称が明らかに死亡して久しい者に係るものである場合を除く。
  - c) スウェーデンにおいて保護を受けており識別性を備えている他人の文学的若しくは芸術的作品の表題として認識される可能性があるすべてのもの、又はかかる作品若しくはスウェーデンにおいて保護を受けている写真についての他人の著作権を侵害するすべてのもの

### 第4a条

意匠権は、物品の外観の特徴であって次の何れかに該当するものには存在しない。

1. 当該物品の技術的機能によってのみ決定されるもの、又は
2. 意匠が組み入れられ若しくは用いられている物品が他の物品に機械的に接続され、又はその中に、その周りに若しくはそれに接して置かれて、何れの物品もその機能を果たすことが

できるようにするためには、その正確な形状及び寸法で再現する必要があるもの  
第1段落2の規定にも拘らず、意匠権は、モジュールから構成されるシステム内での互換性  
がある物品の多重の(multiple)組立又は接続を可能にする目的にかんがう意匠には存在し得る。

## 第5条

意匠権は、第7条から第7b条までに記載する制限の下に、他の如何なる者も意匠権の所有者  
(意匠所有者)の許可を得ないで当該意匠を実施してはならないことを意味する。この実施の  
禁止は、特に、当該意匠が一部を構成し若しくは用いられている物品の製造、販売の申出、  
マーケティング、スウェーデンへの輸入及びスウェーデンからの輸出若しくは使用又はかかる  
物品の前記の目的での貯蔵に適用される。

意匠権は、知識のある使用者に対して、登録された意匠の全般的印象とは異なる全般的印象  
を与えることがない他のすべての意匠を対象とする(保護の範囲)。保護の範囲を判定するに  
際しては、意匠を作るに当たっての意匠創作者の自由の度合いを考慮に入れるものとする。

## 第6条 (削除)

### 第7条

次に該当する実施行為は、意匠権の対象から除外する。

1. 私的に、かつ、非商業目的で行われるもの
2. 実験目的で行われるもの、又は
3. 引用又は教授の目的での再現であるもの。ただし、これらの行為が公正な商慣行に合致し、  
意匠の通常の実施を不当に害することなく、また、出所に言及するとの条件の下で行われる  
場合に限る。

### 第7a条

他の国に属する船舶及び航空機であって一時的にスウェーデンの領域に入るものの設備は、  
意匠権の対象から除外する。

かかる船舶及び航空機を修理する目的での予備部品及び付属品のスウェーデンへの輸入並び  
にかかる船舶及び航空機の修理についても同様とする。

### 第7b条

意匠権は、意匠所有者により又はその同意を得て欧州経済地域内の市場に持ち込まれた物品  
の使用を対象としない。

## 第8条

意匠が1883年3月20日の産業財産の保護に関するパリ条約(パリ条約)の締約国である外国  
における意匠の登録又は実用新案としての保護に係る出願に含まれている場合において、当  
該意匠の登録出願が当該外国における出願から6月以内にスウェーデンにおいて行われると  
きは、スウェーデンにおける出願は、第2条の適用上、当該外国における出願と同じ時に行  
われたものとみなす(優先日)。意匠が世界貿易機関設立協定(WTO協定)の当事者である国又  
は地域において行われた出願に含まれている場合についても同様とする。

他の国又は他の地域に係わる登録出願に関しても、当該先の出願が行われていて、スウェー

デンにおける出願について相応する優先権が付与され、かつ、当該他の国又は他の地域における法制がすべての基本的な要素においてパリ条約に相応するときは、当該他の国又は他の地域に係わる登録出願に基づいて同一の優先権を享受することができる。

優先権を享受しようとする出願人は、登録出願においてその旨の請求を行わなければならない。この場合、出願人は、請求の基礎となっている出願が行われた場所及び時期を表示しなければならない。また、出願人は、できる限り速やかに、先の出願の番号も表示しなければならない。

#### **第 8a 条**

登録当局は、出願人に対し、一定期間内に、次の書類を提出することにより、請求する優先権を証明するよう要求することができる。

1. 出願を受領した当局により発行された出願人の名称及び出願日に係る証明書
2. 同当局により認証された出願書類の写し及び同書類に添付した意匠を示す画像

要求書に示す期間は、スウェーデンにおける出願から 3 月より早く満了するものであってはならない。

#### **第 8b 条**

優先権は、当該意匠を含む最初の出願に基づいてのみ付与することができる。

最初の出願を行った者又はその権利承継人が後に同一の意匠に係る出願を同一の当局に行った場合は、当該後の出願を優先権の基礎として主張することができる。ただし、このことは、後の出願が行われたとき、先の出願が次の事情に該当する場合にのみ適用する。

1. 公衆に利用可能なものにされることなく取り下げられ、ファイルから除去され又は拒絶されており、かつ
2. それに基づいて如何なる残存する権利も生じさせておらず、又は如何なる優先権の基礎ともなっていないこと

何人かが第 2 段落に基づき後の出願を基礎として優先権を取得した場合は、先の出願は、もはや優先権の基礎として主張することはできない。

#### **第 8c 条**

第 11 条に基づく複数登録出願の場合は、優先権は、1 又は複数の意匠について取得することができる。

かかる出願の場合、複数の先の出願に基づいて優先権を主張することができる。複数の先の出願が複数の国において行われた場合も同様である。

#### **第 8d 条**

第 8 条から第 8c 条までの規定が遵守されなかった場合は、優先権は認められない。

#### **第 9 条**

特許登録庁が登録当局である。

## 第 10 条

意匠登録を出願しようとする者は、書面をもって登録当局に出願するものとする。

出願には、意匠を創作した者及び意匠を用いることを意図している物品又は意匠を組み入れることを意図している物品についての記載並びに意匠を表示する画像資料を含めなければならない。意匠創作者以外の者が登録を求めている場合は、当該出願人は、当該意匠についての自己の権利を証明しなければならない。

出願人が第 18 条に基づく意匠の公告の前にひな形も提出する場合は、当該ひな形を当該意匠を表示するものと認める。

出願は、他の点についても、第 49 条により定められることがある規定に基づく要件を満たさなければならない。また、出願人は、第 48 条に定める出願手数料及び追加手数料を納付しなければならない。

## 第 11 条

意匠を用いることが意図されている物品又は意匠をその一部とすることが意図されている物品が同一の類に属する場合は、出願に複数の意匠を含めることができる。類の決定の適用上、工業意匠の国際分類を定める 1968 年 10 月 8 日のロカルノ協定に基づく分類は、スウェーデン法の一部をなす。

## 第 12 条

登録当局は、スウェーデンに住所を有していない出願人に対し、当該案件において通信を受領する権限を与えられた代理人であってスウェーデンに住所を有するものを選任すること及び当該代理人について当局に通知することを要求することができる。出願人が当該要求に応じない場合は、通信は、出願人の最近時に知られている宛先での出願人への書類の郵送により送達することができる。通信は、前記のことが行われた時に送達されたものとみなす。

## 第 13 条

登録出願は、出願人が意匠を表示する画像資料又はひな形を提出した時にのみ、行われたものとみなす。

出願に含まれた意匠は、変更後にもその同一性を維持し、かつ、本法に基づく保護に係る要件を満たす場合は、出願人の請求により、変更することができる。

## 第 14 条

登録当局は、出願が第 10 条、第 11 条及び第 13 条に基づく要件を満たすか否かを審査する。登録当局は、更に、出願が第 1 条 1 に基づく意匠に係わるものであるか否か及び第 4 条 1 又は 2 に基づく意匠権についての障害があるか否かについて審査する。

出願が第 1 段落に基づく要件を満たさない場合は、登録当局は、出願人に対し、一定期間内にその出願を完成又は補正するよう要求するものとする。要求書には、出願人が定められた期間内に応答しない場合は出願をファイルから除去することがある旨の出願人に対する通知を含めるものとする。

出願人が第 2 段落に基づく要求に係る陳述書を期限内に提出しない場合は、登録当局は、出願をファイルから除去する。

登録当局は、出願人が要求書において定められた期間の満了から2月以内に出願を完成又は補正し、かつ、所定の回復手数料を納付した場合は、ファイルから除去された出願を回復する。出願は、1回に限り回復することができる。

#### 第15条

陳述書が提出された後にも登録についての障害があり、かつ、出願人がその陳述書を提出する機会を有していた当該障害である場合は、出願は拒絶される。ただし、出願人に新たな要求を出す理由があるときはこの限りでない。

#### 第16条

登録当局に対して、意匠について出願人よりも有効な権原を有していると主張する者があり、かつ、当該事項について疑義がある場合は、登録当局は、当該の者に対し、一定期間内に訴訟を提起するよう要求することができる。これを行わないときは、出願審査を継続する過程において、当該の者の主張を否認することができる。

意匠に関するより有効な権原についての紛争が裁判所によって審理されている場合は、当該事件についての終局判決が下されるまで登録出願の審査を一時停止する旨宣言することができる。

#### 第17条

登録当局に対して、意匠について出願人よりも有効な権原を有していることを証明する者がいる場合において、当該の者が請求するときは、登録当局は、当該出願を当該の者に移転するものとする。出願の移転を受けた者は、新たな出願手数料を納付しなければならない。移転が請求されている場合、当該請求が最終的に審理されるまで、これに関連する出願を変更し、ファイルから除去し、拒絶し又は承認することはできない。

#### 第18条

出願書類が完備しており、第14条第1段落による審査に基づいて登録当局が登録に対する障害を認めなかった場合は、当該意匠は、登録簿に記録され、かつ、その旨の通知が公告される。

登録に対して異議を申し立てようとする者は、通知の公告の日から2月以内に登録当局に書面でこれを行わなければならない。

異議申立が明らかに根拠を欠くものでない場合は、登録当局は、意匠所有者に異議申立について通知するとともに、意見を提示する機会を与えるものとする。

異議申立が取り下げられた場合でも、特別の理由があるときは、異議申立手続を完了することができる。

#### 第18a条

異議は、次の者のみが申し立てることができる。

1. 異議申立が第1a条に基づく意匠権についての障害に基づいている場合、自己が意匠についての権利を有していると考える者
2. 異議申立が第4条3又は4に基づく意匠権についての障害に基づいている場合、当該意匠

権を出願する者又は当該意匠権の所有者である者

3. 異議申立が第 4 条 2 に基づく意匠権についての障害に基づいている場合、当該意匠権により影響を受ける者

異議申立に関し、他の点についての制限はない。

### 第 19 条

意匠登録に関する事案において、意匠を表示する特定の書類がこの点に関して特別に規定されているところに従い秘密にされる場合、当該書類は、出願人の同意なしには、出願人が請求する期間が満了する時、又は出願日から若しくは第 8 条第 1 段落に基づき優先権が主張されるときは優先権が主張されている日から 6 月の期間が満了する時までには、利用可能なものにしてはならない。登録当局が、秘密期間の満了前に当該出願をファイルから除去すること又は拒絶することを決定した場合は、当該書類は、出願人が出願の回復を請求するとき又は当該決定について審判請求をするときに限り、利用可能なものにすることができる。

### 第 20 条

登録当局は、異議申立を受けて、第 1 条から第 4a 条までに基づいて登録についての障害が存在し、かつ、当該障害が依然として解消されない場合、又は当該登録が第 13 条第 2 段落に違反して行なわれた場合は、登録を全部又は一部取り消すものとする。

登録当局は、意匠権について障害がない場合は、異議申立を拒絶する。

登録の部分的な取消は、意匠所有者がこれを請求し又は部分的取消の請求に同意し、かつ、当該意匠が変更された形態でもその同一性を維持し、本法に基づく保護に係る要件を満たす場合に限り、これを行うことができる。

登録当局による決定が法的効力を生じた場合は、その旨の通知を公告しなければならない。この決定が登録の全部又は一部無効の旨を含む場合、この事実を登録簿に記録しなければならない。

### 第 21 条

意匠登録の出願に関する事案における登録当局による最終決定については、出願人は、決定が自己に不利な場合は、審判請求をすることができる。登録についての異議申立に係る最終決定については、当該決定が自己に不利になった場合、意匠所有者及び異議申立人は審判請求をすることができる。異議申立人が審判請求を取り下げた場合であっても、特別の理由があるときは、当該事案を決定へ導くことができる。

出願人は、第 14 条第 4 段落に基づく回復を求める請求を拒絶する決定又は第 17 条に基づく移転を求める請求を承認する決定について、審判請求をすることができる。移転を請求した者は、当該請求を拒絶する決定について審判請求をすることができる。

### 第 22 条

第 21 条に基づく登録当局による最終決定については、当該決定の日から 2 月以内に特許審判裁判所(Patentbesvärsrätten)に審判請求をすることができる。

特許審判裁判所による終局判決については、当該判決の日から 2 月以内に最高行政裁判所(Regeringsrätten)に不服を申し立てることができる。当該不服申立については、行政審判裁

判所による決定に対する不服申立についての行政手続法(法律 1971 : 291)第 35 条から第 37 条までの規定を適用する。特許審判裁判所による判決には、当該事件を最高行政裁判所に提起するためには特別の許可が必要であるという事実及び当該許可の付与を受けることができる事由について記載しなければならない。

## 第 23 条 (削除)

### 第 24 条

意匠の登録は、登録出願日から起算した 5 年を単位とする 1 以上の期間有効である。25 年より短い期間について有効な登録は、申請に基づいて、合計 25 年まで 5 年を単位とする追加期間につき更新することができる。各更新期間は、前の期間が満了した時から起算する。複合物品の元の外見を取り戻すための修理に意図された部品に係る意匠に関しては、登録は、最大限 3 回の 5 年の期間を超えないものとする。

### 第 25 条

登録更新の申請は、先行する登録存続期間の満了前 1 年以内及び満了後 6 月以内に登録当局に対して行わなければならない。その期間内に第 48 条に定める更新手数料及び追加手数料を納付するものとし、納付されない場合は、申請は拒絶される。

登録更新の通知は、公告するものとする。

### 第 26 条

意匠所有者が他人に当該意匠を実施する権利(ライセンス)を付与した場合は、実施権者は、その趣旨での合意がある場合に限り、更にその権利を移転することができる。

ライセンスが事業活動の一部を構成している場合は、当該ライセンスは、別段の合意があるときを除き、当該事業と共に移転することができる。その場合は、移転をする者は、ライセンス契約の履行について引き続き責任を負う。

### 第 27 条

意匠権が他人に移転された場合又はライセンスが付与され若しくは移転された場合は、請求に基づきかつ所定の手数料の納付を条件として、その旨を意匠登録簿に登録する。登録簿に登録されているライセンスが終了していることが証明されるときは、当該登録は抹消する。

第 1 段落の規定は、第 32 条第 2 段落に規定する権利についても適用する。

複数登録(joint registration)が行なわれている場合は、意匠権の移転は、当該意匠すべてについての登録することができる。

意匠権に関する訴訟その他の法律的事件の目的では、意匠所有者として最後に意匠登録簿に登録されていた者を意匠所有者とみなす。

## 第 28 条 - 第 30 条 (削除)

### 第 31 条

裁判所は、第 1 条から第 4 条までに基づく意匠権の付与について障害が存在し、かつ、当該障害が依然として残っている場合、又は第 13 条第 2 段落に違反して登録が行なわれた場合に

において、その点に関して訴訟の提起があったときは、当該登録を全部又は一部取り消す。ただし、意匠所有者が登録の部分的取消を請求し、かつ、当該意匠が変更された形態でその同一性を維持し、本法に基づく保護に係る要件を満たす場合は、登録を部分的に取り消すことができる。

登録は、登録を認められた者が意匠権の一部のみについて権利を有していたに過ぎないとの理由で取り消してはならない。

判決が法的効力を生じた場合は、同判決は、意匠登録簿への登録のために登録当局に伝達されるものとする。

### 第 31a 条

登録の無効を求める訴訟は、次の何れかの者によってのみ提起することができる。

1. 当該訴訟が第 1a 条に基づく意匠権についての障害に基づいている場合において、自己が当該意匠の権利を有していると考える者
2. 当該訴訟が第 4 条 3 又は 4 に基づく意匠権についての障害に基づいている場合において、当該意匠権を出願する者又は当該意匠権の所有者である者
3. 当該訴訟が第 4 条 2 に基づく登録についての障害の存在に基づいている場合において、当該意匠権の影響を受ける者

他のすべての場合において、登録により損害を被る者は何人も訴訟を提起することができる。第 4 条 1 又は 2 の何れかの規定に基づく訴訟は、政府が定める公共機関も提起することができる。

第 1 段落 1 にいう訴訟は、登録が行なわれたこと及び当該訴訟の基礎となるその他の事情を原告が知った時から 1 年以内に提起しなければならない。意匠所有者が、意匠が登録された時又は意匠権が自己に移転された時に善意であった場合は、訴訟は、登録から 3 年以内に提起しなければならない。

### 第 31b 条

裁判所は、意匠権が終了し又は放棄された後も、当該意匠権が無効である旨を宣言することができる。

かかる訴訟に関しては、第 31a 条の規定を適用する。

### 第 32 条

意匠が第 1a 条に基づいて当該意匠の権利を有する者以外の者について登録されている場合は、裁判所は、当該意匠の権利を有する者によるこの点に関する訴訟提起を受けて、登録を当該の者に移転するものとする。この点に関する訴訟は、第 31a 条第 4 段落に定める期間内に提起しなければならない。

登録を剥奪された者が、善意でスウェーデンにおける事業活動において当該意匠の実施を開始していた場合又はそれについて相当の措置を取っていた場合は、当該の者は、公正な対価の支払を条件とし、かつ、その他の妥当と考えられる条件の下に、意匠の基本的特徴を維持しつつ、実施を継続し又は予定していた実施を開始することができる。それと同じ権利が、相応の条件に基づいて、登録簿に登録されている実施権者に付与される。

第 2 段落に定められている権利は、実施していた又は実施を予定していた事業活動と共にす

る場合にのみ他人に移転することができる。

### 第 33 条

意匠所有者が登録当局に書面を提出して意匠についての権利を放棄する場合は、登録当局は、当該意匠を登録簿から抹消する。

意匠についての権利が債務のために差し押さえられ、債務の弁済を確保するために押収若しくは保管されている場合、又は移転若しくは登録について紛争がある場合は、上記の差押、債務の弁済確保のための押収若しくは保管が有効な限り、又は当該紛争について最終的な決定が下されていない限り、当該意匠は、意匠所有者からの請求に基づいて登録簿から抹消することができない。

### 第 34 条

意匠の登録出願を行い、かつ、意匠を表示する書類が公衆に利用可能なものにされる前に他人に対して当該出願を主張する者は、当該他人に対して当該書類を利用可能なものにする事に同意を与えなければならない。

他人に対して直接に、広告において若しくは商品若しくはその包装に付した告知の公表により又はその他の方法によって意匠の登録を出願した旨、又は登録が行なわれた旨を説明したが、その際同時に登録又は登録の番号について知らせなかった者は、請求があれば遅滞なく、それについての情報を提供しなければならない。登録を出願したこと又は登録が行われたことを明示的に主張していない場合であっても、諸般の状況がそのような事情であるとの印象を与える場合は、請求があれば遅滞なく、登録が出願され又は登録が行なわれたか否かについての情報を提供しなければならない。

### 第 35 条

故意又は重大な過失により意匠権の侵害(意匠侵害)を行った者は、罰金又は2年以下の禁固に処せられる。第 35a 条の禁止規定に違反して罰金に処せられた者に対しては、当該禁止の対象とされている侵害について刑事責任を問う判決を下すことはできない。

第1段落に定める侵害の未遂及び侵害行為の準備は、刑法第23章の規定によって罰せられる。公訴官は、第1段落及び第2段落に規定する違反について訴訟を提起する権限を有するものとするが、これは、被害者から訴があり、かつ、当該訴訟が公共の利益のために必要な場合に限られる。

### 第 35a 条

裁判所は、意匠所有者又はライセンスに基づき意匠を実施する権利を有する者からの請求に基づき、意匠侵害を構成する行為を行っている者に対して、罰金刑の条件付で、当該行為の継続を禁止する差止命令を発出することができる。

侵害行為が生じているのはまず確実である旨を原告が示し、かつ、被告による当該行為の継続により当該意匠についての排他的権利の価値が減少すると合理的に推定することができる場合は、裁判所は、当該事件について終局判決が下されるか又はその他の方法で決定されるまでの期間について差止命令を発出することができる。差止命令は、遅延により侵害の危険が生じる場合を除き、被告が答弁の機会を与えられる前に発出することはできない。

第 2 段落に規定する差止命令は、原告が被告に生じることがある被害についての担保を裁判所に供託する場合に限り、発出することができる。原告が当該担保を供託する能力を有していない場合は、裁判所は、原告に供託を免除することができる。担保の種類については、強制執行法第 2 章第 25 条の規定を適用する。担保については、被告がそれを承諾しない場合は、裁判所が審査する。

事件について判決が下されたときは、裁判所は、第 2 段落に基づく禁止の適用を継続するか否かを決定する。

司法手続法第 15 章に規定されている決定についての審判に関する条項を、第 2 段落及び第 3 段落に基づく決定についての審判並びに上級裁判所における手続に関して適用する。

差止命令を請求した者は、罰金の賦課を請求することができる。当該賦課に関し、罰金刑の条件を付した新たな差止命令の発出を請求することができる。

無線及び有線放送(broadcasts)の内容に関しては、ラジオ送信法(1966 : 755)の規定を適用する。

### 第 36 条

故意又は過失により意匠侵害を行った者は、意匠の実施についての公正な補償金及び侵害によって生じたそれを超える被害に対する補償金を支払わなければならない。補償額の決定に当たっては、意匠侵害が生じなかった場合の意匠所有者の利益及び純粹に経済的な重要性以外の事情も、考慮に入れなければならない。

故意又は過失によらないで意匠侵害を行った者は、相当と考えられる限り、かつ、その範囲内で、意匠の実施についての補償金を支払うものとする。

意匠侵害についての補償を求める権利は、被害が生じた日から 5 年以内に訴訟を提起しない場合は、消滅する。

### 第 37 条

裁判所は、意匠侵害により被害を被った者からの請求に基づき、侵害の継続を防止するために相当と考えられる限度において、他人の意匠権を侵害してスウェーデンで製造され若しくはスウェーデンに輸入された商品又はその使用が意匠侵害を構成する物品を、特定の方法で変更すること、保護期間の残余の期間保管すること若しくは廃棄すること、又は許諾を得ないでスウェーデンで製造され若しくはスウェーデンに輸入された商品を補償と引き替えに被害者に引き渡すことを命じることができる。本規定は、善意で当該財産又は当該財産についての特定の権利を取得し、かつ、自らは意匠侵害を行っていない者には適用しない。

第 35 条に基づく違反が生じたと合理的に推定することができる場合は、第 1 段落にいう財産を押収することができる。当該押収については、刑事事件一般における押収についての規定を適用する。

第 1 段落の規定に拘らず、特別の理由がある場合は、請求に基づき、裁判所は、第 1 段落にいう財産の所有者が、公正な補償金の支払及びその他の妥当な条件の下に、保護期間の残余の期間又は保護期間の一部の期間について、当該財産を使用する権利を有する旨を決定することができる。

第 1 段落から第 3 段落までの規定は、第 35 条第 2 段落に定める未遂又は準備についても適用する。

### 第 38 条

意匠を表示している書類が公衆に利用可能なものにされた後に、何人かが第 5 条に違反して登録出願に含まれる意匠を実施した場合は、当該出願が登録された範囲に応じて、意匠侵害についての規定を適用する。ただし、刑事罰を科することはできず、第 18 条の規定により登録の通知が公告される前に行われた実施に基づく被害の補償は、第 36 条第 2 段落の規定に基づいて決定することができる。

第 36 条第 3 段落の規定は、補償を求める訴訟が意匠の登録から 1 年以内に提起される場合は、適用しない。

### 第 39 条

法的効力を有する決定又は判決により意匠の登録が取り消された場合、又は意匠権が無効と宣言された場合は、裁判所は、何らかの制裁措置の判決を下すことも、又は第 35 条から第 38 条までによるその他の措置を決定することもできない。

意匠侵害に対する訴訟が提起され、当該訴訟を提起された者が登録を取り消すべき旨を主張する場合は、裁判所は、当該の者の請求に基づき、登録取消の問題が最終的に決定されるまで当該訴訟手続の停止を命じるものとする。登録取消についての訴訟が提起されていない場合は、裁判所は、上記の停止命令に関連して、当該の者に対して取消訴訟提起のための一定の期間を定めるものとする。

### 第 40 条

故意又は些細でない過失により次に該当することとなる者には罰金が科される。

1. 第 34 条に基づく自らの義務を履行しない場合
2. 第 34 条に定める場合において、不正確な情報を提供したが、それについて刑法に刑罰が定められていないとき

第 1 段落にいうように故意又は過失により自らの義務を履行せず、又は一定の行為を行う者は、それによって生じる被害について補償しなければならない。当該補償は、過失が些細な場合は、調整することができる。

第 1 段落に規定する違反に対する公訴は、被害者からの訴状があり、かつ、当該訴訟が特定の理由により公共の利益のために必要な場合に限り、提起することができる。

### 第 41 条

意匠所有者又はライセンスに基づき当該意匠を実施する権利を有する者は、他人との関係において登録に基づく保護を受けられるか否かの問題を解決するために訴訟を提起することができるが、それは、当該問題について不確実性が存在し、かつ、当該不確実性が原告に害を生じさせる場合に限られる。

同じ条件の下で、事業活動に従事している者又は従事する予定の者は、一定の意匠登録を理由として当該活動についての障害が存在することになるか否かの問題を解決するために、意匠所有者に対して訴訟を提起することができる。

第 39 条第 2 段落の規定は、第 1 段落にいう事情において、意匠登録を無効にするべき旨が主張されている場合に準用する。

## 第 42 条

意匠登録の取消又は登録の移転を求めて訴訟を提起することを希望する者は、この事実を登録当局に通告し、かつ、意匠登録簿によれば当該意匠の実施のためのライセンスを有しているすべての者に通知しなければならない。意匠侵害に対して又は第 41 条第 1 段落にいう問題解決のために訴訟を提起することを希望する実施権者は、当該事実を意匠所有者に通知しなければならない。

第 1 段落に基づく通知の義務は、通知を意匠登録簿に登録されている宛先に料金前納書留郵便で送付したときに果たされたものとみなす。

訴訟が提起された時に、第 1 段落に基づく通告又は通知が行われたことが示されていない場合は、原告は、このために十分な時間が与えられる。原告がこれを怠る場合は、当該訴訟は認められない。

## 第 43 条

司法手続法において、意匠についての権原、意匠登録の取消、意匠登録の移転、第 31b 条に基づく意匠登録の無効、第 32 条第 2 段落に定める権利、第 40 条第 2 段落に基づく補償又は第 41 条に基づく問題解決に関する訴訟を審理する管轄裁判所が定められていない場合は、当該訴訟は、ストックホルム地方裁判所(Stockholms tingsrätt)に提起されるものとする。

## 第 44 条

第 16 条、第 31 条から第 32 条まで、第 35 条から第 38 条まで又は第 41 条にいう事案についての判決又は終局判決については、その謄本が登録当局に送付されるものとする。

## 第 45 条

スウェーデンに住所を有していない意匠所有者は、スウェーデンに居住する代理人を選任し、刑事事件の令状及び当事者自らが法廷に出頭すべき旨の命令を除き、意匠権に関する訴訟事件その他の事項についての令状、呼出状及びその他の書類を受領する権限を付与しなければならない。代理人については、それを届け出て、意匠登録簿に登録させなければならない。意匠所有者が第 1 段落に基づく代理人の届出を行っていない場合は、意匠登録簿に登録されている完全な宛先に宛てて料金前納郵便で呼出状を送付することにより、当該書類の送達を行うことができる。意匠登録簿に完全な宛先が登録されていない場合は、呼出は、当該書類を登録当局で入手できるようにしておき、かつ、当該事実及び当該書類の要旨を政府が定める公告に記載することによって行うことができる。呼出は、本段落にいう措置が取られたときに実行されたものとみなす。

## 第 46 条

政府は、相互主義の条件の下に、第 12 条又は第 45 条の規定を、意匠出願人若しくは意匠所有者であって特定の外国に住所を有しているもの、又は登録当局に通知されており、かつ、これらの条に定める権限を付与されている当該特定の外国に住所を有する代理人を選任した意匠出願人若しくは意匠所有者に関しては適用しない旨を規定することができる。

## 第 47 条

登録当局による決定のうち、第 21 条にいうもの以外については、当該決定の日から 2 月以内に特許審判裁判所(Patentbesvärslätten)に訴を提起することにより審判を請求することができる。

特許審判裁判所(Patentbesvärslätten)による終局判決については、当該判決の日から 2 月以内に、最高行政裁判所(Regeringsrätten)に不服申立を行うことができる。当該不服申立については、行政審判裁判所による判決についての不服申立に関する行政訴訟法(法律 1971:291)第 35 条から第 37 条までの規定を適用する。特許審判裁判所の判決においては、当該事件を最高行政裁判所に提起するためには特別の許可を取得しなければならないという事実及び許可を受けることができる事由を記載しなければならない。

## 第 48 条

意匠登録及び意匠登録の更新に関する事項については、出願人は、出願手数料又は更新手数料を納付し、かつ、該当する場合は、次に掲げる追加手数料を納付しなければならない。すなわち、最初の品目に追加される商品の各類に係る類の手数料、最初の意匠に追加される各意匠に係る複数登録手数料、ひな形の保管に係る保管手数料及び最初の画像に追加される画像についての通知の公告に係る公告手数料。更新手数料を登録の存続期間満了後に納付する場合は、割増手数料を納付しなければならない。

## 第 49 条

政府は、本法に基づく手数料を決定する。

## 追記

1. 本法は、2002 年 7 月 1 日に施行される。
2. 新しい規定は、下記に別段の定めがない限り、施行時点において登録されている意匠又は当該時点の前に行われた出願に基づいて登録されつつある意匠にも適用する。
3. 2001 年 10 月 28 日前行われた登録出願は、登録手続及び登録に係る要件に関して、以前に効力を有した規定に基づいて処理され、決定される。
4. 第 2a 条及び第 4a 条の規定は、施行前に行われた出願に基づいて登録された意匠には適用しない。
5. 以前の規定に基づいて登録された意匠の登録取消の問題は、以前の規定に基づいて審理する。
6. 15 年の保護期間が 2001 年 10 月 27 日の後施行前に満了した意匠登録は、請求に基づき、5 年ずつ、ただし合計で登録出願日から 25 年まで、更新することができる。ただし、この請求は、2002 年 12 月 31 日前行わなければならない。
7. 施行前に、何人かが、以前の規定の下では意匠所有者の同意を必要としなかったが本法の下ではかかる同意を要するような方法で意匠の実施を開始した場合は、当該の者は、新しい規定にも拘らず、計画した活動を継続することができる。当該意匠を実施するために相当な活動を行った者も、同一の条件の下で同一の権利を有する。